

## 工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事を請負う建設業者（以下「請負者」という。）が、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度を利用する場合における、久留米市工事請負契約約款（以下「約款」という。）第5条第1項ただし書の規定により債権譲渡を承認する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる建設工事は、当初請負代金額が100万円以上の工事とする。ただし、次に掲げる工事は除くものとする。

- (1) 低入札価格調査の対象となった工事
- (2) 市が役務的保証を必要とする工事
- (3) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事。ただし、次の工事を除く。
  - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
  - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事
- (4) 請負者の施工する能力に疑義が生じているなど、債権譲渡の承諾に不適当な事由がある工事

### (債権譲渡の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、工事請負契約が解除された場合においては、約款第53条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払った前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 契約変更により、請負代金額に増減が生じた場合には、承諾に係る工事請負代金額及び債権譲渡額は変更後の額とする。

### (債権譲渡先)

第4条 工事請負代金債権の譲受人は、中小企業協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合（事業協同組合連合会を含む。）又は財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者（以下「事業協同組合等」という。）であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化及び下請保護に資する資金の貸付

事業を行う者とする。

(債権譲渡承諾の手続き)

第5条 請負者が事業協同組合等に債権譲渡をしようとするときは、請負者と事業協同組合等の代表者が共同して次の各号に掲げる申請書類を市長（企業管理者が発注者となる建設工事においては「企業管理者」とする。以下同じ。）へ提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式） 3通
- (2) 債権譲渡契約証書の写し 1通
- (3) 工事履行報告書（第2号様式） 1通
- (4) 保証人の承諾書（契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により債権譲渡につき、当該保険会社又は保証会社の承諾が義務づけられている場合のみ）
- (5) 発行日から3か月以内の請負者及び事業協同組合等の印鑑証明書 1通
- (6) 工事請負代金債権に係る確認書（第3号様式） 1通

2 前項の申請をすることができるのは、当該工事の出来高が前金払が行われた金額以上（前金払が行われていないものについては40%以上）に到達したと認められる日以降で、約款第34条第1項に基づく請負代金の請求が行われていない時期とする。

3 第1項の申請を行うときは、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 債権譲渡の目的が事業協同組合等から融資を受けるためのものであり、債権の譲渡先が事業協同組合等であること。
- (2) 当該債権が、第三者による差押え等を受けていないとともに、質権等の権利が設定されていないこと。
- (3) 当該債権が、既に譲渡されていないこと。

4 債権譲渡承諾依頼書（第1号様式）の提出があったときは、市長は、第2条から第4条まで及び前2項の要件並びに第6条に規定する事項を確認の上、確定日付欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとに始まる一連番号を記載した債権譲渡承諾書（第4号様式）を請負人及び事業協同組合等にそれぞれ1通を交付することにより承諾するものとする。

5 前項の債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

なお、承諾に当たっての出来高の確認については、工事履行報告書（第2号様式）の受領をもって足りることとする。

6 市長は、債権譲渡の承諾を行ったときは、債権譲渡整理簿（第5号様式）により、債権譲渡の申請及び承諾の状況を管理するものとする。

(債権譲渡の不承諾)

第6条 前条に定める債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は債権譲渡承諾依頼書等

の内容について確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

- 2 前項の場合には、速やかに、請負人及び事業協同組合等に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（第6号様式）を交付するものとする。

（被担保債権）

第7条 債権譲渡は、請負者と事業協同組合等との間で締結する金銭消費貸借契約（工事請負契約を履行するための運転資金確保のために行うもの）に基づいて事業協同組合等が請負者に対して取得する債権を担保するものであって、事業協同組合等が請負者に対して有するそれ以外の債権を担保するものではない。

（下請保護）

第8条 請負者は、事業協同組合等から融資を受ける際に、当該工事に関する融資申請時までの下請負人等への代金の支払状況及び当該借入金の下請負人等への支払計画を支払状況・支払計画書（第7号様式）により事業協同組合等に提出するものとする。

- 2 債権譲渡契約証書は、次のいずれかの下請保護措置を含むものとする。なお、請負者の倒産時等の下請保護に関しては、請負者及び事業協同組合等が責任を持って行うこととし、市は関与しないものとする。

- (1) 請負者が倒産等により下請負人等への支払ができなくなった場合には、事業協同組合等が市から受け取る当該工事請負代金額の一定割合を限度として、事業協同組合等が請負者に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約

- (2) 請負者が倒産等により下請負人等への支払ができなくなった場合には、事業協同組合等が市から受け取る当該工事請負代金額から請負者への貸付金を清算の上、事業協同組合等が残余の部分を請負者に代わって下請負人等に代金を支払う旨の特約

（出来高確認）

第9条 債務保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要な場合は、事業協同組合等が当該出来高確認を行うものとする。

- 2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合は、事業協同組合等は、工事出来高確認協力依頼書（第8号様式）を市長へ提出するものとする。

- 3 市長は、前項の工事出来高確認協力依頼書（第8号様式）の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（融資実行の報告）

第10条 請負者及び事業協同組合等は、債権譲渡の承諾後、金銭消費貸借契約を締結し当該契約に基づく融資が実行された場合は、速やかに連署にて、市長に融資実行報告書（第9号様式）及び支払状況・支払計画書（第7号様式）を提出しなければならない。

- 2 前項のほか、工事請負契約に変更が生じた場合は、請負者は、遅滞なく事業協同組合等に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

(請負代金等の請求)

第11条 債権譲渡を受けた事業協同組合等は、債権譲渡額の請求に当たっては、次の書類を市長に提出するものとする。

- (1) 請求書 1通
- (2) 市長の押印がある債権譲渡承諾書(第4号様式)の写し 1通
- (3) 発行日から3月以内の請負者及び事業協同組合等の印鑑証明書 1通
- (4) 債権譲渡契約証書の写し 1通

2 前項の請求は、請負者が請負契約に定められた検査に合格し工事完成承認通知書を受理した後でなければ行うことはできない。

3 請負者は、前項の工事完成承認通知書を受理した場合は、遅滞なく事業協同組合等に当該通知書の写しを提出しなければならない。

4 債権譲渡が行われた場合には、請負者は請負代金の請求をすることはできないものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、工事請負代金債権譲渡の承諾に係る取扱に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行することとし、令和8年3月末日までの間に限り効力を有するものとする。

附 則

この要領は、平成24年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月1日から施行する。